

平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

第 174 回 国 会 (常 会) 提 出

目 録

	ページ
平成 21 年度特別会計予算総則第 7 条 第 1 項の規定による経費増額総調書 (その 2)	1
平成 21 年度特別会計予算総則第 7 条 第 1 項の規定による各省各庁所管経費 増額調書(その 2)	5
内閣府、総務省及び 財務省所管	7
交付税及び譲与税配 付金	7
厚生労働省所管	7
国立高度専門医療セ ンター	7

平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書(その2)

平成 21 年度特別会計予算総則第 7 条第 1 項の規定による経費増額総調書(その 2)

第 174 回国会 提出済分		第 174 回国会 今回提出分		平成 21 年度特別会計予算総則第 7 条 第 1 項の規定による経費増額総額 (千円)
期 間	経費増額総額 (千円)	期 間	経費増額総額 (千円)	
自平成 21 年 6 月 30 日 至平成 21 年 11 月 27 日	39,049,302	自平成 22 年 2 月 23 日 至平成 22 年 3 月 26 日	12,528,376	51,577,678

所管別、特別会計別、事項別経費増額内訳

所 管	特 別 会 計	経 費 増 額 内 訳			計 (千円)
		第 174 回国会 提出済分 (千円)	第 174 回国会 今回提出分		
			事 項	金 額 (千円)	
内閣府、総務省及び 財務省	交付税及び譲与税配付金	13,848,592	地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	11,872,918	25,721,510
	交付税及び譲与税配付金 勘定				
厚生労働省	国立高度専門医療センター	0	患者医療費に必要な経費の増額	655,458	655,458
農林水産省	国有林野事業	42,500		0	42,500
国土交通省	社会資本整備事業				
	治水勘定	8,160,400		0	8,160,400
	道路整備勘定	15,645,190		0	15,645,190
	港湾勘定	1,352,620		0	1,352,620
合 計		39,049,302		12,528,376	51,577,678

上記増額に係る各特別会計の項は、各省各庁所管経費増額調書に記載したとおりであり、参考のため調書には目までを記載している。

平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による各省各庁所管経費増額調書(その2)

平成 21 年度特別会計予算総則第 7 条第 1 項の規定による各省各庁所管経費増額調書(その 2)

所 管	特 別 会 計	事 項	項 目	増加額 (千円)	説 明	増 額 決 定
内閣府、総務省及び財務省	90010 交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	03 地方譲与税譲与金	11,872,918	平成 21 年度における地方法人特別税の収入金額が予算額に比して増加するため、地方法人特別譲与税譲与金を増額	平成 22 年 2 月 23 日 閣 議 決 定
	33021-305-16 地方法人特別譲与税譲与金					
厚生労働省	12110 国立高度専門医療センター	患者医療費に必要な経費の増額	01 政策医療推進費	655,458	病院収入が予算額に比して増加するため、その増加額の一部に相当する金額を医薬品等購入費の支出に充てるため、当該経費を増額	平成 22 年 3 月 26 日 閣 議 決 定
			05086-003-09 医薬品等購入費			